| | |
|---|---|
| 平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分 | 一五、一六〇円 |
| 平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分 | 一五、二五〇円 |
| 平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分 | 一五、五一〇円 |
| 平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分 | 一五、二九〇円 |
| 平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分 | 一五、一四〇円 |
| 平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分 | 一五、一二〇円 |
| 平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分 | 一五、二七〇円 |

**○厚生労働省告示第百二十三号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 基準永住帰国日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にある者 | 一一、二〇〇円 |

**○厚生労働省告示第百二十四号**

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第九十三号中「原発性胆汁性肝硬変」を「原発性胆汁性胆管炎」に改め、第二百八十八号中「自己免疫性出血病Ⅷ」を「自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」に改め、第三百六号の次に次のように加える。

三百七　カナバン病
三百八　進行性白質脳症
三百九　進行性ミオクローヌスてんかん
三百十　先天異常症候群
三百十一　先天性三尖弁狭窄症
三百十二　先天性僧帽弁狭窄症
三百十三　先天性肺静脈狭窄症
三百十四　左肺動脈右肺動脈起始症
三百十五　ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／ＬＭＸ１Ｂ関連腎症
三百十六　カルニチン回路異常症
三百十七　三頭酵素欠損症
三百十八　シトリン欠損症
三百十九　セピアプテリン還元酵素（ＳＲ）欠損症
三百二十　先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（ＧＰＩ）欠損症
三百二十一　非ケトーシス型高グリシン血症
三百二十二　β－ケトチオラーゼ欠損症
三百二十三　芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
三百二十四　メチルグルタコン酸尿症
三百二十五　遺伝性自己炎症疾患
三百二十六　大理石骨病
三百二十七　特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
三百二十八　前眼部形成異常
三百二十九　無虹彩症
三百三十　先天性気管狭窄症

**○厚生労働省告示第百二十五号**

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三表番号の欄中「14」を「15」に、「13」を「14」に、「12」を「13」に、「11」を「12」に、「10」を「11」に、「9」を「10」に改め、先天性中枢性低換気症候群の項の次に次の一項を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 先天性嚢胞性肺疾患 | 9 | 先天性嚢胞性肺疾患 | 治療が必要な場合 |

第五表の備考中「慢性腎不全」を「腎機能低下」に改める。

第十一表を次のように改める。

第十一表　神経・筋疾患

| 区分 | 番号 | 疾病名 | 疾病の状態の程度 |
|---|---|---|---|
| 亜急性硬化性全脳炎 | 1 | 亜急性硬化性全脳炎 | 運動障害、知的障害、意識障害、行動障害（自傷行為、又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合 |
| 遺伝子異常による白質脳症 | 2 | アレキサンダー病 | 運動障害、知的障害、意識障害、行動障害（自傷行為、又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合 |
| | 3 | カナバン病 | 同上 |
| | 4 | 白質消失症 | 同上 |
| | 5 | 皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症 | 同上 |
| | 6 | ペリツェウス・メルツバッヘル病 | 同上 |